

令和7年度青森市MICE開催事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、青森市内で企業研修等のミーティング、報奨旅行等のインセンティブツアー、学術会議等のコンベンション等（以下「MICE」という。）を開催する県外の企業、団体等（以下「主催者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、県外から本市への誘客促進を図り、もって本市の地域経済の活性化及び観光産業の振興等に資することを目的とする。

（補助対象事業）

第2条 この要綱による補助金の対象となるMICEは、令和7年度に市内で開催され、市内の宿泊施設に宿泊する県外からの参加者の延べ宿泊人数が10人以上であるものに限る。ただし、次に掲げるMICEは除くものとする。

- （1） 国、県、市等が主催又は共催するもの
- （2） 宗教団体等が主催又は共催するもの
- （3） 政治団体等が主催又は共催するもの
- （4） 営利を目的とするもの
- （5） 持ち回り等により定期的又は定例的に開催するもの
- （6） 国又は地方公共団体が加入し、若しくは年会費等の負担金を支払っている協議会、行政の関わりが深い団体、又は行政が所管する団体が主催するもの
- （7） 国、県、市その他団体等が行う他の補助制度に基づく補助金等の交付決定を受けているもの又は受ける見込みがあるもの
- （8） その他公序良俗に反するなど市長が適当でないと認めるもの

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、主催者が大会等の開催（開催に当たっての準備行為を含む。）に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- （1） 会場借上げ費
- （2） 謝金
- （3） 印刷製本費
- （4） 通信費
- （5） 交通費
- （6） 消耗品費

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、県外からの参加者が市内の宿泊施設に宿泊する延べ人数に1人当たり2,000円を乗じて得た額と20万円（既にこの要綱の規定による補助金の交付を受けている場合は、20万円から当該補助金の額の合計額を除いた額）とを比較していずれか低い額とする。

(交付申請期限)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業開始日の3月前（令和7年4月1日から6月30日までに開催されるMICEにあっては、事業開始日前日）までに市長に申請しなければならない。

(支払方法等)

第6条 補助金の支払通貨は円とし、日本国内の預金又は貯金の口座へ振り込むものとする。

(取扱方法)

第7条 この要綱定めるもののほか、補助金の交付については、青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）の定めるところによる。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。